

利根町長選挙および利根町議会議員補欠選挙

投票日：7月6日（日） 投票時間：7：00～18：00

現在開会中の国会の会期は6月22日（日）までであるため、会期が延長されない場合、参議院議員通常選挙の選挙期日は7月20日（日）となる予定です。
その場合には、投票日を7月20日（日）に変更し、参議院議員通常選挙と同日に行います。

▶投票できる方

- 投票できる方は、次の2つの条件にあてはまり、選挙人名簿に登録された方です。
- ①平成19年7月7日までに生まれた方
 - ②令和7年3月30日以前から利根町に住民登録をされ、引き続き住民基本台帳に登録されている方
- ※投票する前に他市町村へ転出した人は投票できません。

▶投票所入場券

投票所入場券は、1枚の封書に同一世帯6人まで連記（家族7人以上は2通）されていますので、ご本人の投票所入場券を切り離して投票所にお持ちください。万一、投票所入場券が届かない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されている場合は投票できますので、投票所の受け付けに申し出てください。

▶期日前投票

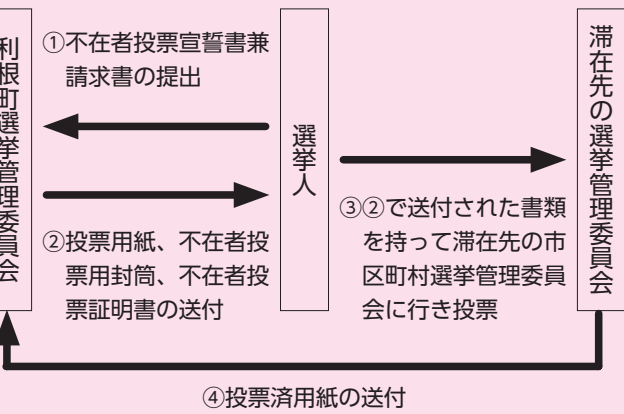
- 期 間：7月2日（水）～7月5日（土）
- 時 間：8：30～20：00
- 場 所：利根町役場1階多目的ホール

仕事や旅行などのほか、疾病や身体の障害のため投票日当日に投票できない方は、期日前投票ができます。なお、投票所入場券が届いていない場合でも、本人を確認することにより投票することができます。

▶不在者投票

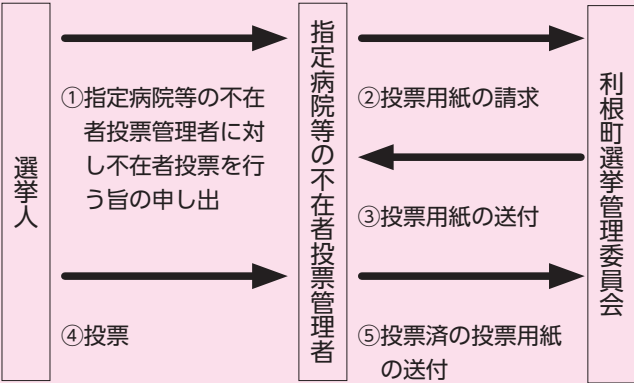
仕事や旅行などの長期の不在などで投票日に投票ができない方や都道府県選挙管理委員会が指定する病院または老人ホームなどに入所されている方は、事前に手続きをすることで不在者投票をすることができます。

●滞在先での不在者投票の手続き



- ※1 不在者投票の手続きには日数がかかりますので、できるだけ早めに利根町選挙管理委員会にご連絡ください。
- ※2 不在者投票の手続きに必要な様式は、町公式ホームページからダウンロードすることができます。

●指定病院または老人ホーム等での不在者投票の手続き



▶郵便等による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証を交付されている方で、その障害の区分が下の表に該当する場合には、郵便により自宅で投票することができます。郵便投票をする際には、「郵便投票証明書」が必要になりますので、お早めに選挙管理委員会に申し出て交付を受けてください。

障がい名	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢、体幹	1級・2級	特別項症・第1項症・第2項症
移動機能の障害	1級・2級	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級	特別項症・第1項症・第2項症・第3項症
肝臓	1級・2級・3級	特別項症・第1項症・第2項症・第3項症
免疫の障害	1級・2級・3級	—

介護保険の被保険者証	
要介護状態区分	要介護5

※郵便などによる不在者投票の対象者の方で、かつ下記の表に該当する方は、代理記載制度を利用することができます。

障がい名	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢、視覚	1級	特別項症から第2項症まで

▶選挙公報

選挙公報は、7月4日（金）の朝刊に新聞折込みで配布するほか、利根町役場、利根町図書館、利根町文化センター、利根町生涯学習センター、利根町保健福祉センターにも設置します。また、町公式ホームページからもご覧いただけます。
新聞未購読等の世帯の方で、選挙公報の郵送を希望される方は、利根町選挙管理委員会までご連絡ください。

▶開票

投票日当日の午後7時から利根町役場1階イベントホールにて開票を行います。

▶投・開票速報

投・開票の速報および結果については、町公式ホームページに掲載します。

▶問い合わせ

利根町選挙管理委員会（役場総務課内） ☎68-2211（内線316）

大事な投票、忘れずに！

